

岡山市における宿泊税等を含む
新たな観光財源等の検討について

答申案

令和 8 年 ○ 月

岡山市宿泊税等検討委員会

目次

■はじめに

■第1章 現状分析

- 1 岡山市の観光の現状 P. 4
- 2 観光の経済効果 P. 6
- 3 岡山市の観光関連予算 P. 8
- 4 新たな財源の検討が必要な理由 P. 9

■第2章 観光振興のための新たな財源の検討

- 1 地方自治体の自主財源の比較検討及び
観光行為に着目した課税対象の比較検討 P. 12

■第3章 宿泊税の用途及び導入目的について

- 1 先行自治体の導入目的 P. 18
- 2 用途 P. 19

■第4章 宿泊税の課税要件等について

- 1 課税客体、課税標準、納税義務者及び徴収方法 P. 22
- 2 税率（税額） P. 23
- 3 免税点・課税免除 P. 27
- 4 特別徴収義務者への補助 P. 30
- 5 導入後の見直し P. 31
- 6 入湯税の見直し P. 32

■第5章 総括

- 1 新たな財源の必要性について P. 34
- 2 税を手段とする妥当性について P. 34
- 3 宿泊税の導入目的について P. 34
- 4 宿泊税の用途の基本的な考え方について P. 35
- 5 宿泊税の課税要件について P. 35

■<参考>岡山市宿泊税等検討委員会について

- 1 設置根拠 P. 37
- 2 委員名簿 P. 37
- 3 本検討委員会の開催状況 P. 37

はじめに

訪日外国人旅行者数は、令和 6 年に 3,687 万人、令和 7 年には 4,268 万人に達し、コロナ禍前の 2019 年の記録（3,188 万人）を上回って 2 年連続で過去最高を更新するなど、顕著な伸びを見せている。また、訪日外国人旅行消費額についても、円安等の追い風を受け、令和 6 年には過去最高の 8 兆 1,257 億円を記録した。

岡山市内の観光客数や延べ宿泊者数は、依然としてコロナ禍前の水準には至っていないものの、令和 4 年の岡山城リニューアル効果等により順調な回復過程にある。特に外国人延べ宿泊者数については、既にコロナ禍前を上回る水準まで回復している。

観光需要が回復し、インバウンド需要が急速に高まる中、訪日旅行に求める観光ニーズは多様化する傾向にあるなど、観光を取り巻く状況は日々変化を続けている。その一方で、宿泊業界における人材不足といった課題も顕在化している。

今後、本市においても、受入体制の不足や観光客の増加による地域への負担、観光誘客に向けた地域間競争の激化など、新たな課題の発生が想定される。これらの課題に対応するためには、所要の施策を講じることが不可欠である。

他方、本市の総人口は、25 年後の令和 32 年には 64.3 万人まで減少すると予測されている。少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口は約 20%減少する見込みであり、将来的な市税収入の減少が懸念されている。

こうした情勢を踏まえ、本市では国内外からの観光誘客および MICE 誘致を強化するため、令和 8 年度から 12 年度を計画期間とする「岡山市観光・MICE アクションプラン」を策定し、課題解決に向けた各種観光施策を展開することとしている。本プランを通じて本市の特徴や強みを活かした観光コンテンツを磨き上げ、魅力を発信することで、地域経済の活性化と国内外におけるプレゼンス向上を図り、本市の観光を持続可能なものとする必要がある。

これらの観光施策を継続的に展開するためには、安定的かつ持続的な財源確保が求められる。そこで、宿泊税を含む新たな財源の導入について、専門的かつ多角的な観点から調査審議するため、令和 8 年 1 月に「岡山市宿泊税等検討委員会」（以下「本検討委員会」という。）が設置された。

本検討委員会では、本市における財源確保の必要性の検討や地方自治体における自主財源の比較を行うとともに、先行自治体の使途・制度事例、宿泊事業者へのアンケート結果や説明会でのご意見を参考に、受益と負担の観点を考慮しつつ、税を手段とする妥当性、宿泊税の使途、課税要件などについて多角的な視点から検討を行った。

第1章 現状分析

本検討委員会では最初に、岡山市の観光の現状や観光予算等について現状を分析したのち、新たな財源を導入する必要性について検討した。

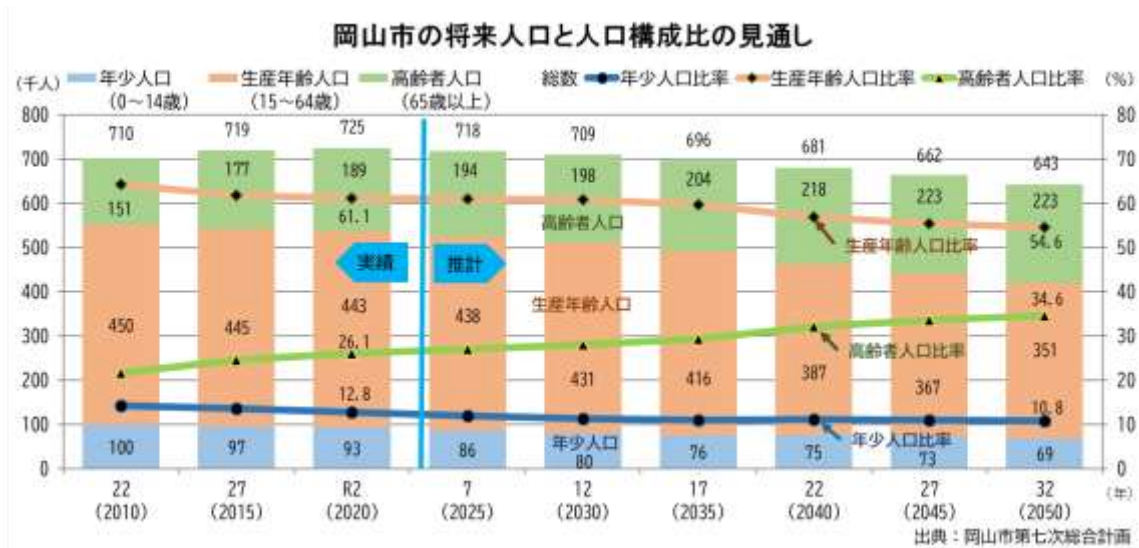
<詳細ページ>

- | | | |
|---|----------------|--------|
| 1 | 岡山市の観光の現状 | ・・・P.4 |
| 2 | 観光の経済効果 | ・・・P.6 |
| 3 | 岡山市の観光関連予算 | ・・・P.8 |
| 4 | 新たな財源の検討が必要な理由 | ・・・P.9 |

1 岡山市の観光の現状

(1) 岡山市の将来人口と人口構成比の見通し

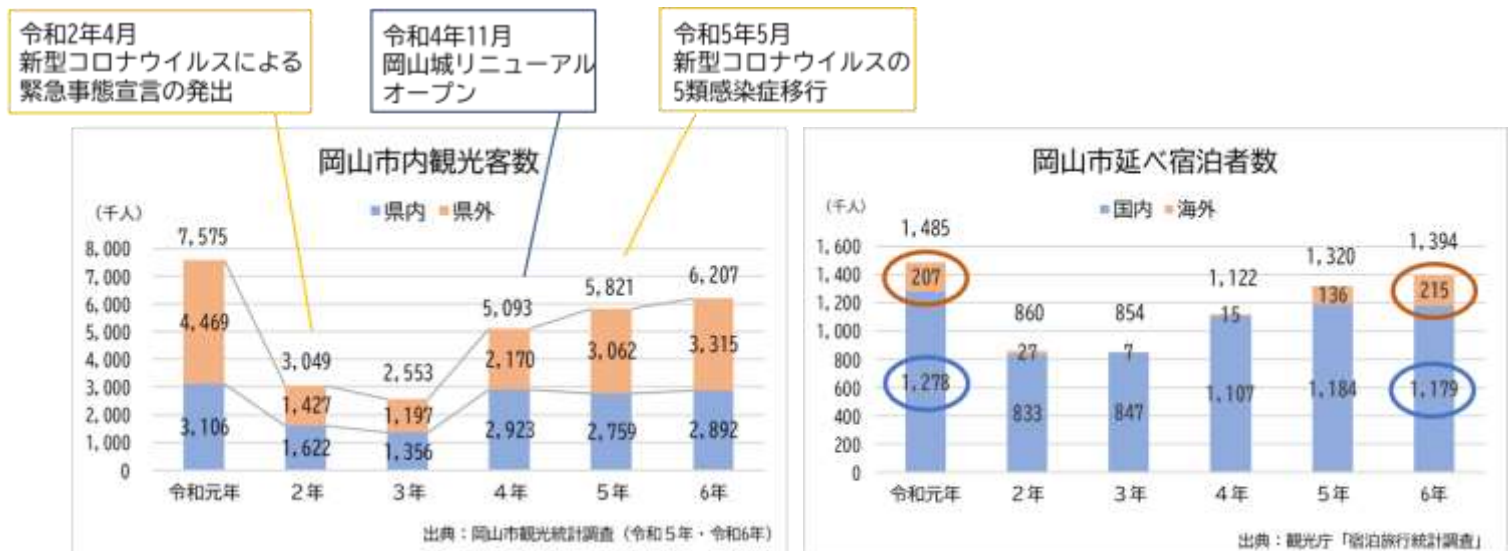
25年後の令和32年における岡山市の総人口は、64.3万人まで減少する見込みとなっている。また、少子高齢化も進み、同年の生産年齢人口は令和2年比で約20%減少すると予測されている。これに伴い、将来的な市税収入の減少や、老年人口の増加による社会保障費の増大などが懸念される。



(2) 岡山市内観光客数及び岡山市延べ宿泊者数

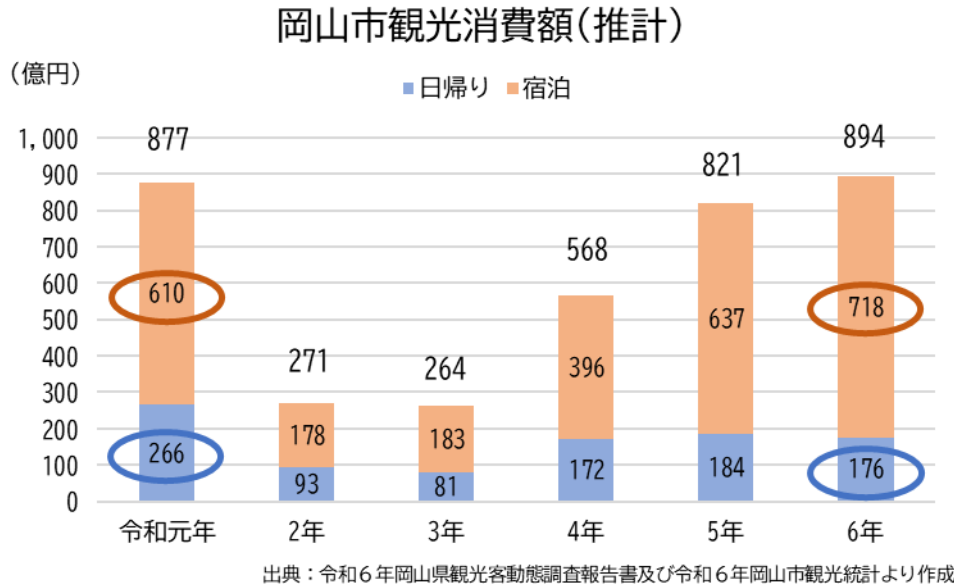
岡山市内観光客数は、コロナ禍後、令和4年の岡山城リニューアル効果等もあり着実に回復しているものの、コロナ禍前の水準には至っていない。

一方、外国人延べ宿泊者数については、既にコロナ禍前を上回る水準まで回復しており、インバウンド需要の急速な進展が顕著になっている。



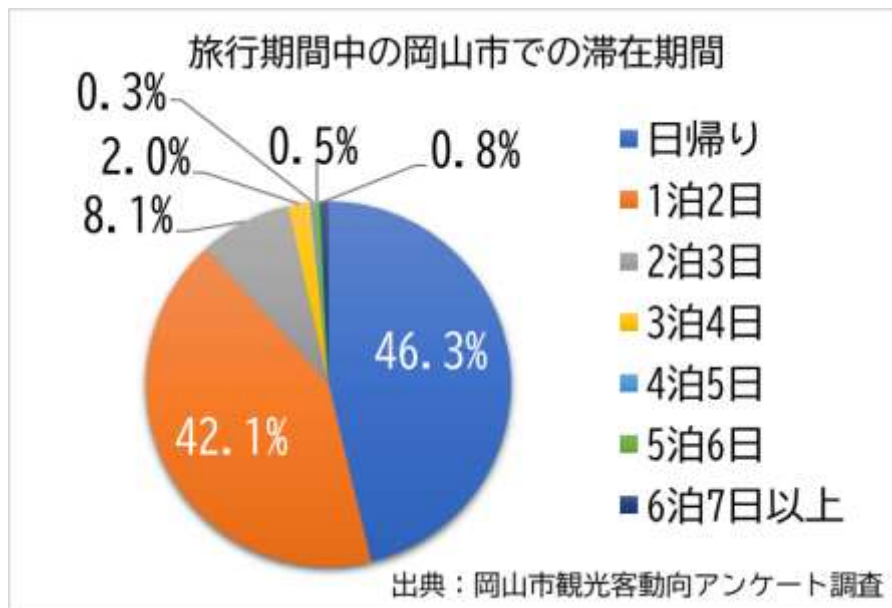
(3) 岡山市観光消費額（推計）

宿泊に係る観光消費額は、令和7年には718億円に達し、コロナ禍前の令和元年（610億円）を上回る水準まで増加している。その一方で、日帰りに係る観光消費額は依然としてコロナ禍前の水準を回復するには至っていない。



(4) 旅行期間中の岡山市での滞在期間

日帰り客が全体の46.3%を占めるなど、滞在時間が短い傾向にある。これは交通の利便性が高い反面、岡山市が通過型観光地となってしまっている傾向がみられる。



2 観光の経済効果

(1) 観光立国推進基本計画

政府は、2026年から2030年までの5か年を対象とする「第5次観光立国推進基本計画」を策定した。

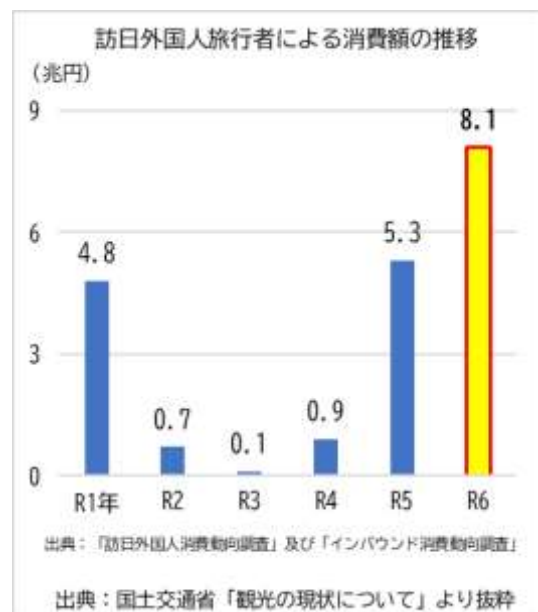
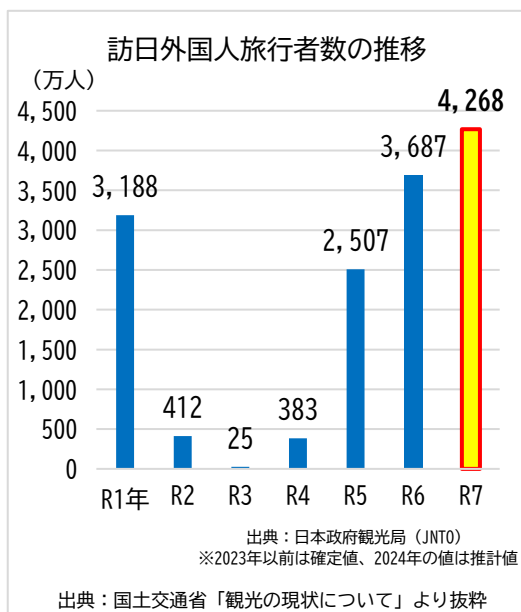
この中で、訪日外国人旅行者数については、2024年実績（3,700万人）から2030年までに6,000万人を目指す目標とされており、旅行消費額については2024年実績（8兆円）から15兆円に拡大させる計画である。これにより、国としても引き続きインバウンド誘客を協力を推進していく姿勢が明確に示されている。

目標	2024年実績	2030年
訪日外国人旅行者数	3,687万人	6,000万人
訪日外国人旅行消費額	8.1兆円	15兆円
国内旅行消費額	25.2兆円	30兆円
日本人の地方部延べ宿泊者数	3.1億人泊	3.2億人泊

※観光庁 観光立国推進基本計画（第5次）（概要）から抜粋して作成

(2) 訪日外国人旅行者数の推移と訪日外国人旅行者による消費額の推移

訪日外国人旅行者数は、2025年に4,268万人に達した。これはコロナ禍前の2019年の記録を大幅に上回り、2年連続で過去最高を更新するなど、顕著な伸びを見せている。また、訪日外国人旅行者による消費額についても、2024年に約8.1兆円と過去最高を記録しており、インバウンド市場は拡大の一途を辿っている。



(3) インバウンド消費額の製品別輸出額との比較

インバウンド消費額は8.1兆円に達し、自動車の輸出額（17.9兆円）に次ぐ規模を誇っている。これは半導体等電子部品の輸出額を上回る水準であり、観光産業は日本の主要産業として明確に位置付けられている。



資料：観光庁「インバウンド消費動向調査（訪日外国人消費動向調査）」、財務省「貿易統計」に基づき観光庁作成

出典：観光庁HPより抜粋

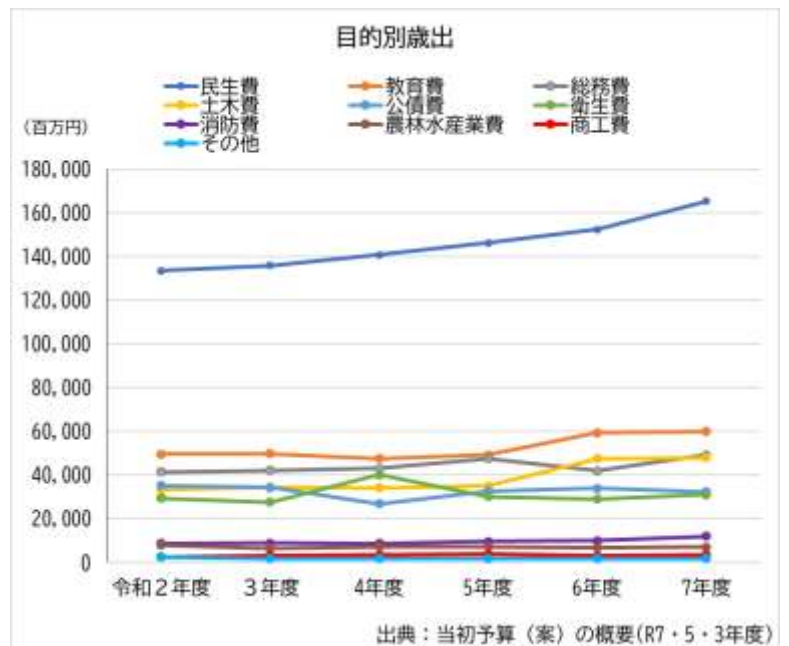
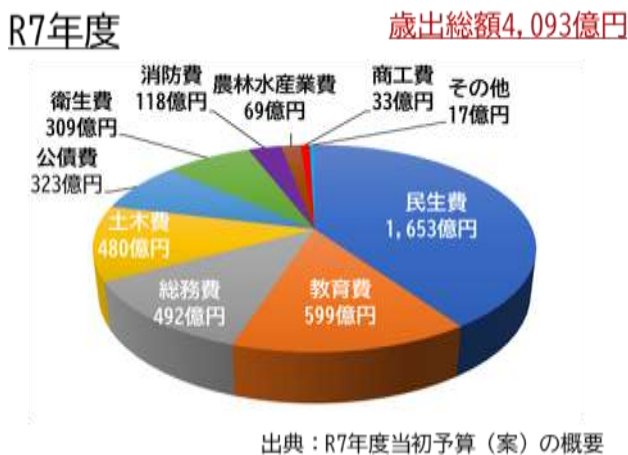
3 岡山市の観光関連予算

一般会計当初予算額推移

令和7年度予算の内訳を見ると、高齢者福祉費や子育て関連費を主とする民生費が1,653億円と大半を占める一方、観光関連予算は、商工費(33億円)のうち約12億9千万円にとどまっている。

目的別歳出の推移において、民生費が右肩上がり増加し続けているのに対し、商工費は横ばいの推移が続いている。

また、観光関連予算の当初予算に占める割合は、岡山城の改修が行われた令和3年度・4年度を除き、例年0.3%台と低水準で推移している。将来的な生産年齢人口の減少に伴う税収減が懸念される中、山積する観光課題の解決やインバウンド需要に対応するための財源確保が喫緊の課題となっている。



観光関連予算額の当初予算額に占める割合

(単位：千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般会計当初予算額	343,263,000	344,060,000	352,947,000	362,280,000	385,575,000	409,323,000
うち、観光関連予算額	1,129,859	1,756,750	2,069,384	1,259,361	1,494,456	1,293,231
当初予算に占める割合	0.33%	0.51%	0.59%	0.35%	0.39%	0.32%

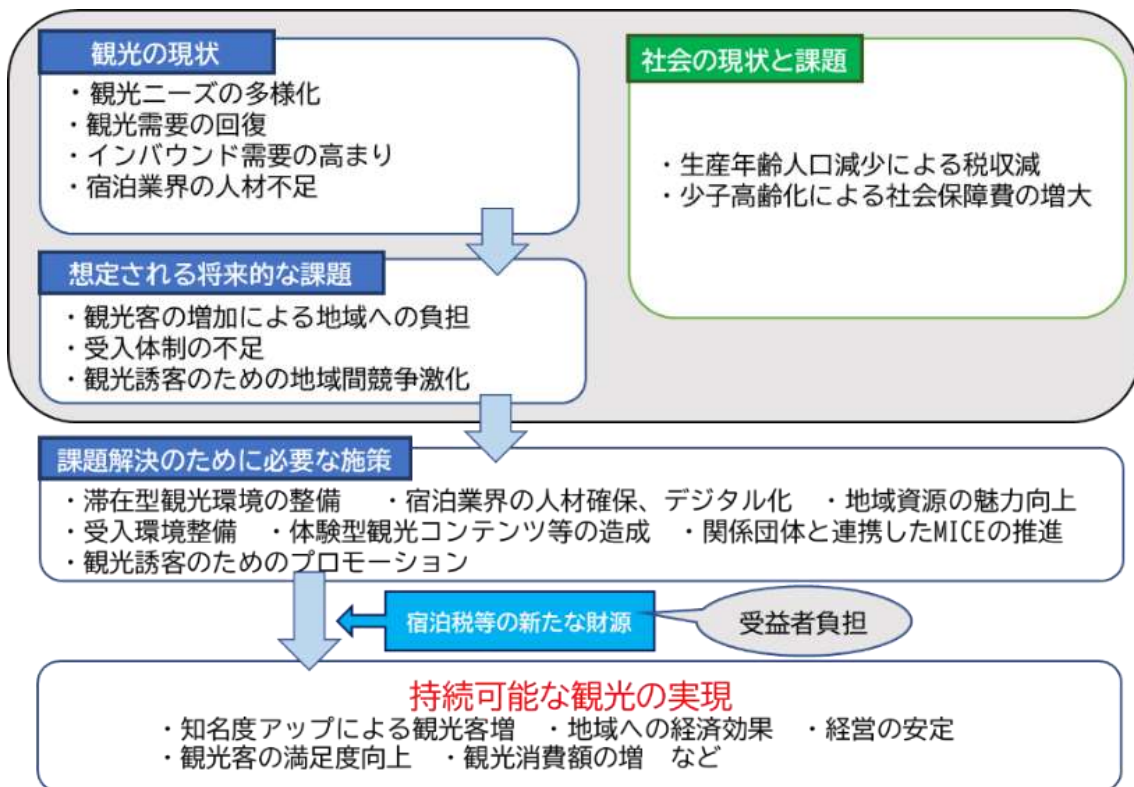
R3年~R4年
岡山城の令和の大改修

4 新たな財源の検討が必要な理由

観光需要が回復し、インバウンド需要が急速に高まる中、訪日旅行に求めるニーズが多様化するなど、観光を取り巻く環境は絶えず変化している。その一方で、宿泊業界における人材不足といった課題が浮き彫りとなっている。

他方、生産年齢人口の減少に伴う税収減や、少子高齢化による社会保障費の増大といった社会課題も顕在化している。本市においても今後、受入体制の不足や観光客の増加による地域住民への負担、さらには観光誘客に向けた地域間競争の激化など、新たな課題の発生が懸念される。

これらの課題解決に向け、宿泊業界の人材確保や受入環境の整備等に、より一層注力していく必要がある。新たな財源の活用により、観光客の満足度向上や観光消費額の拡大、ひいては経営の安定化といった効果をもたらすことで、旅行者、観光関係事業者、および受け入れ地域の三者にとって、「環境」「文化」「経済」の観点で、「持続可能な観光」を実現できるものと考えられる。



検討過程における主な意見

- 少子高齢化がもたらす地域力弱体化が今後課題となる中、観光は産業の柱として欠かせない。観光が成り立つためには安定した財源が必要
- 域外の宿泊者はビジネス客を含め、住民税などの税負担なしに行政サービスを受けている。受益者負担の観点で、税負担をしてもらうべき。さらに、同じ規模の自治体が次々に宿泊税を導入していることを踏まえると、乗り遅れる訳にはいかない。同様に税収を確保すべき。一方で、観光振興のための税という観点では、岡山市はオーバーツーリズムではなく、観光客を呼び込みたい状況からすると、観光客に負担のかかる税という手法に少し疑問がある。また、徴税コストや観光客の金銭的負担を上回るような観光振興事業、施策ができるかということが重要である。
- 岡山市はまだ知名度が低く、観光客が伸びるポテンシャルが高い。宿泊税を観光振興や誘客拡大に充てることは大いに可能で理にかなっている。(観光地として)成長の循環が生むために前向きに検討していくべき。

検討委員会としての考え方

持続可能な観光の実現に向け、宿泊業界の人材不足など現状の課題への対応に加え、地域負担の増大や受入体制の不足、地域間競争の激化といった将来的な観光課題に対応するため、新たな観光財源を確保することが適当であると考え

る。

第2章 観光振興のための 新たな財源の検討

本検討委員会では続いて、地方自治体の自主財源の種類やその性質、併せて観光行為に着目した課税対象について比較検討を行い、どのような形の財源を導入することが適切かを議論した。

<詳細ページ>

- 1 地方自治体の自主財源の比較検討及び
観光行為に着目した課税対象の比較検討 P.12

1 地方自治体の自主財源の比較検討及び観光行為に着目した課税対象の比較検討

(1) 自主財源の種類

新たな財源の検討にあたっては、導入目的や事業規模、公平性、事務負担などを考慮し、最適な財源を選択する必要がある。地方自治体の自主財源としては、地方税のほか、分担金・負担金、使用料、手数料及び寄附金等が検討の対象となる。

【参考資料①：地方自治体の自主財源の比較検討】

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	対象者の設定により規模の確保が可能
負担金・分担金	特定の事業に係るため、安定的であるが継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	受益者を個別に特定するため、規模は限定的
使用料	安定的・継続的な確保が可能		施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的
手数料			
寄附金	善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない	対象者の設定により規模の確保は可能

検討委員会としての考え方

規模、安定性・継続性、及び受益と負担の観点から比較検討した結果、地方税の導入が最も適当な手法であるとする（参考資料①）。

さらに、地方税の創設を検討するにあたっては、「法定外普通税」、「法定外目的税」、「入湯税の超過課税」の3案が想定される。これらについて、用途の限定、受益と負担、確保しうる税収規模の観点から比較検討を行った。（参考資料②）

【参考資料②：「課税自主権」を活用した地方税の比較検討】

種類	導入事例	用途の限定	受益と負担	規模
地方税	法定外普通税	× 用途が特定されない一般財源に充当される	× 用途が特定されない一般財源に充当されるため、支払った税金が判に使われているかを負担者が把握できない	○ 対象者の設定により規模の確保は可能
	法定外目的税	○ 用途が特定される	○ 用途が特定されるため、負担者が税金の使い道（観光振興など）を把握できる	○ 対象者の設定により規模の確保は可能
	超過課税	入湯税の超過課税	○ 地方税法により税収を観光振興などに要する費用に充当できる	× 課税対象が限定される

検討過程における主な意見

- 国内の人口に依存する収入は減っていくことが予想されるが、観光収入は、国外から来られる部分が多いので、収入源として非常に可能性がある。
- 岡山市は観光資源のポテンシャルが大きいので、観光サービスに特化して使うことができる特定財源が必要。

検討委員会としての考え方

観光振興という特定の政策目的を実現するための財源であることから、地方税の中でも、自治体が独自に創設でき、かつ受益と負担の関係が明確である「法定外目的税」が、最も適当であると考えている。

(2) 観光行為に着目した課税対象の比較検討

観光施策の充実を目的として法定外目的税を検討する際には、観光行動のどの局面を課税対象とすべきか、受益と負担の関係、課税対象の捕捉の容易性、及び徴税コストの妥当性に留意し、最も合理的な手段を選択する必要がある。

【参考資料③：観光行為に着目した課税対象の比較検討】

観光行為	課税対象	課税対象の捕捉	徴税コスト
入域	岡山市への入域行為	入域手段が多岐にわたり、ほぼ不可能	入域行為の把握(ゲート設置など)や課税のためのコストがかかる
宿泊	宿泊施設への宿泊行為	他と比較すると、対象の特定がし易い	他の観光行為と比較すると対象の特定がしやすいためコストが少ない
交通機関利用	交通機関(バス、タクシー、鉄道、市電、船舶等)の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難	関連する事業者が多く、対象の特定が困難であるため、コストがかかる
駐車場利用	市営駐車場等の利用		
飲食	飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入	お土産物店等での土産の購入		

検討過程における主な意見

- 観光行為に着目した課税対象の比較検討について、宿泊行為が一番捕捉しやすく、担保しやすい。海外を含む多くの自治体でも、実際に宿泊行為をベースとした宿泊税が導入されており、妥当性が非常に高く、city tax、もしくは tourism tax といったものが導入されている。宿泊行為であれば、多くが観光客で、ビジネス客も含めて外来者ということも明確で、地元の市民もほぼ利用しないため、観光客に絞った負担が実現しやすい。
- 観光客に対してというところが、宿泊税についての中心的なところかと思うが、小規模の宿泊施設やビジネスホテルについては、地元の方々なども利用しているという実態があるため、観光客の宿泊が果たして何割あるかを考える余地がある。
- 国内の人口に依存する収入は減っていくことが予想されるが、観光収入は、国外からが大きいので、収入源として非常に可能性がある。岡山市は観光資源のポテンシャルが大きいので、観光サービスに特化して使うことができる特定財源が必要。宿泊税に関しては、自治体が努力をすればするほど税収が上がる。自治体の責任や効果分かりやすい。競争で生き残っていくために必要な一歩という意味付けがある。



検討委員会としての考え方

観光行動に着目して課税対象を比較検討した結果、課税対象の把握の容易性や徴税コストの多寡等を総合的に勘案して、宿泊という行為に着目した課税、即ち「宿泊税」の導入について検討を行うことがもっとも適当であると考えます。

(参考) 検討すべき主な論点

地方自治体が法定外目的税を新設しようとする場合、地方税法第 731 条第 2 項の規定に基づき総務大臣の同意を得なければならないとされている。この際、総務大臣は、自治体から新設又は変更に係る協議の申し出を受けた場合、同法第 733 条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討に際しては、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成 15 年 11 月 11 日総税企第 179 号総務省自治税務局長通知)を適宜参考とすべきとされている。同通知によれば、特に以下の 6 項目について十分に調査審議したうえで、法定外税の導入を決定することが求められている。

- 法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいか
- 税以外により適切な手段がないか
- 税収入を確保できる税源があるか
- 税収入を必要とする財政需要があるか
- 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないか
- 徴収方法、課税を行う期間等について、十分検討したか

第3章 宿泊税の用途及び 導入目的について

本検討委員会では「宿泊税の導入を検討することが適当である」との結論に至った一方で、用途が限定される「法定外目的税」という形式を取ることから、本検討委員会においても先行自治体の導入目的を研究するとともに、岡山市における望ましい用途について検討した。

<詳細ページ>

- 1 導入目的 P.18
- 2 用途 P.19

1 導入目的

先行自治体の事例をみると、いずれも「観光資源の魅力向上」、「持続可能な観光振興」、「受入環境の充実」の3つの視点に基づき導入目的が設定されている。これらの目的を達成するために、観光施策に積極的かつ継続的に取り組むための安定的な財源確保を意図して導入される例が一般的である。

【参考資料④：先行自治体*の導入目的】

※京都市、金沢市を除く政令指定都市及び中核市を抜粋

自治体名	施行(予定)日	目的
福岡市	R2.4.1	福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「MICE都市としてのプロフェッショナル向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用に充てること
北九州市	R2.4.1	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てること
長崎市	R5.4.1	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
松江市	R7.12.1	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てる
仙台市	R8.1.13	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てること
札幌市	R8.4.1	国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
函館市	R8.4.1	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
旭川市	R8.4.1	誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てる
岐阜市	R8.4.1	市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、多様化する来訪者のニーズの変化に対応しながら地域の観光経済を持続的に発展させていくための費用に充てる
熊本市	R8.7.1	観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の観光振興に積極的、かつ、継続的に取り組むための安定的な財源確保のため

赤：観光資源の魅力向上 緑：受入環境の充実 青：観光振興 に色付けした

検討委員会としての考え方

持続可能な観光を実現するため、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境整備の充実、その他の観光振興を図る施策に積極的、継続的に取り組むために導入することが適当と考える。

2 用途

(1) 「岡山市観光・MICE アクションプラン」の概要

令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「岡山市第七次総合計画長期構想」の策定に合わせ、令和8年度からの5年間の期間とする「前期中期計画」が策定された。本プランは当該計画と整合性を図りつつ、国内外からの観光誘客及びMICE誘致の強化を促進するため、具体的施策の方向性を定めるものである。

(2) 「岡山市観光・MICE アクションプラン」における本市の観光課題及び施策案

令和8年4月からの5年間の計画期間とする「岡山市観光・MICE アクションプラン」では、本市の観光課題を「認知度の低さ」「通過型観光」「高付加価値化」「人材不足」「年間観光客の平準化」の5点に分類されている。これらの課題を克服するためには、下表のとおりの方策案が考えられる。

課題	施策案
認知度の低さ	<ul style="list-style-type: none">・地域資源(観光地、食、イベント)の魅力向上・効果的なプロモーション戦略
通過型観光	<ul style="list-style-type: none">・交通利便性の発信・外国人向け宿泊助成・ナイトタイムエコノミーの推進・観光地の魅力づくり
高付加価値化	<ul style="list-style-type: none">・観光資源の磨き上げ・体験型観光コンテンツの造成・受入環境整備・観光ボランティアとの連携
人材不足	<ul style="list-style-type: none">・宿泊業におけるデジタル化の推進や外国人材の受け入れ促進・郷土芸能の担い手育成
年間観光客の平準化	<ul style="list-style-type: none">・冬季イベントの充実・海外への効果的なプロモーション・MICEの推進

検討過程における主な意見

- インバウンドも含めてプロモーションが全般的に弱い。発信力強化が必要
- 観光客にある程度の負担を求めながら岡山市に宿泊してもらうためには、目的税である限り税収の用途を明確にすることが重要
- 岡山市はまだまだ知名度が低く、観光客が伸びるポテンシャルは高い地域。宿泊税を観光振興や誘客拡大に充てることは大いに可能で理にかなっている。プロモーション、インバウンド誘致、体験コンテンツの開発という形の受け入れ制度を強化すれば、観光価値が向上し、宿泊者が増え、税収が増え、さらに投資ができるという成長の循環が生まれると思う。
- 限られた財源の中から、いかに費用対効果が高いものを選ぶかという力も必要。導入に意味はある。
- 宿泊事業者の声に耳を傾けて、負担軽減についても考えていく必要がある。
- 岡山市の独自の課題解決に結びつくような使い道を考える必要がある。特に、観光産業は裾野が非常に広いので、宿泊飲食業に限らず、食材を提供する農業や水産業、製造業、そしてサービス業など幅広い分野にわたる。単なる観光振興のみならず、地域経済の持続的な発展に繋がるものに使うべき。例えば事業者の人手不足対策、DX支援といった、観光産業の土台の強化に繋がるような施策にも配分されると関係事業者への理解も深まるのでは。
- 課題を解決するために活用していくことで、認知度、魅力度、満足度が向上し、多くの観光客の方が岡山を訪れ、宿泊者も増えるのではないかと。そして、観光消費額が増加し経済効果が生まれ、関係事業者の方々の経営が安定すれば良い。そのような持続可能な観光の実現に向けた取り組みに、活用していくべき。
- 事務手続きの増加やクレーム対応を不安視する声が多い。徴税コストを賄うような、宿泊事業者へのリターンも考えるべき。岡山市はビジネス客が多いというご意見が多いので、ビジネス客に対する手当も一つの論点である。

検討委員会としての考え方

今後も増加が見込まれるインバウンド需要への対応や、地域負担の軽減、受入体制の整備といった諸課題に対応し、持続可能な観光を実現するためには、新たな観光財源を活用した施策の充実が不可欠である。このため、宿泊税の用途については、「岡山市観光・MICE アクションプラン」に基づき、岡山市が抱える観光課題の解決に資する施策に充当することを基本とすることが適当であると考えている。

第4章 宿泊税の課税要件等について

宿泊税の用途については、「岡山市観光・MICE アクションプラン」に基づき、岡山市が抱える観光課題の解決に資する施策に充当することを基本とすることが適当であるとの結論に至った。そこで、宿泊税の具体的な課税要件等について、先行自治体の制度を参考にしつつ、岡山市における望ましい制度設計のあり方を検討した。

<詳細ページ>

- 1 課税客体、課税標準、納税義務者及び徴収方法 P. 22
- 2 税率（税額） P. 23
- 3 免税点・課税免除 P. 27
- 4 特別徴収義務者への補助 P. 30
- 5 導入後の見直し P. 31
- 6 入湯税の見直し P. 32

1 課税客体、課税標準、納税義務者及び徴収方法

先行自治体の事例では、いずれも課税の公平性を担保する観点から、「ホテル」「旅館」等に加えて「民泊施設」も課税対象に含めている。また、「課税客体」は、宿泊施設への宿泊行為、「課税標準」は宿泊数、「納税義務者」は宿泊者とされている。「徴収方法」については、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊者から税を徴収して自治体へ納入する「特別徴収」の形態をとっている（参考資料④）。

【参考資料④：先行自治体における課税客体・課税標準・納税義務者・徴収方法】

自治体名	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設 ^{※1} への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) <small>※1 北九州市は特区民泊も対象としている</small>									
課税標準 ^{※2}	上記施設への 宿泊数 <small>※2 課税標準：納税額を算出する際に必要な基本的な数値</small>									
納税義務者	上記施設への 宿泊者									
徴収方法	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が納税義務者から徴収し、納入する。									

検討委員会としての考え方

宿泊税の制度設計にあたっては、先行自治体の事例を参考に、課税客体、課税標準、納税義務者及び徴収方法を以下のとおり設定することが適当であると考ええる。

課税客体：市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為とする。

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)

課税標準：上記施設への宿泊数とする。

納税義務者：上記施設への宿泊者とする。

徴収方法：宿泊事業者が宿泊者から税を徴収し、自治体に納入する特別徴収方式とする。

2 税率（税額）

（1）定額制・定率制について

定額制は、宿泊料金に関わらず負担が一定であり、決済時チェックアウト時のいずれにおいても徴収可能である。また、徴収額が一律で明確であるなど、宿泊事業者の事務負担の軽減という観点で利点が多い。一方で、税金の安定的な確保や、宿泊価格に応じた負担感の公平性という面では、定率制に優位性がある。本検討委員会では、両制度の特徴を比較・検証のうえ、制度の検討を行った。

【参考資料⑤：定額制と定率制の特徴比較】

	定額制	定率制
税収額	△単価の向上が税収に影響しない	○単価が向上すれば税収も増える
観光客の負担	△安価宿泊費に対しては負担が大きい →単価、季節性が変わっても税額は同じ	○宿泊費に対応した税額 →単価、季節性、負担能力に応じた税額
受益と負担	○宿泊料金によらず一律の負担	△宿泊料金によって負担が変化
徴収のタイミング	○決済時でもチェックアウト時でも徴収可能	△決済時（宿泊料金確定後）のみ徴収
税額計算	○徴収額が一律で分かりやすい	△税額が一律でないため算出が必要
先行事例	○国内事例は多い	△国内事例は少ないが海外では一般的 (インバウンド客には説明しやすい)

出典：観光文化261号「宿泊税導入のプロセス」公益財団法人日本交通公社 を基に作成

検討過程における主な意見

- 宿泊事業者の理解を得られるような制度設計が必要
- 宿泊事業者にとっては間違いなく定額制が事務作業の煩雑さが小さい
- 宿泊事業者向けアンケートの結果、「定額制(一律料金)がよい」と回答した施設が49%を占めた

検討委員会としての考え方

宿泊事業者の徴収事務の簡素化および事務負担の軽減を重視する観点から、定額制を採用することが適当であると考えます。

(2) 税額

1. 先行自治体での導入事例(参考資料⑥)

先行事例においては、多くの自治体が一律定額 200 円を採用している。(参考資料⑥)

【参考資料⑥：先行自治体の税額】

導入自治体	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
施行日	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R7.12.1	R8.1.13	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.7.1
宿泊料金(1人1泊)										
~4,999円				-	-					
5,000円~5,999円	200円 (うち県税50円)		100円				100円			
6,000円~9,999円						200円				
10,000円~19,999円		200円 (うち県税50円)	200円	200円	200円		200円	200円	200円	200円
20,000円~49,999円							200円			
50,000円~99,999円	500円 (うち県税50円)		500円			500円	500円			
100,000円~							2,000円			

2. 宿泊事業者へのアンケート結果

アンケート結果では、事務負担の軽減を図る観点から、一律定額制を希望する回答が多数を占めた。税額については「100円まで」と「100円から200円まで」の意向が拮抗している。(参考資料⑦)

【参考資料⑦：宿泊事業者向けアンケート】

【問】利用者に納得していただけると思われる宿泊税の金額をご回答ください。

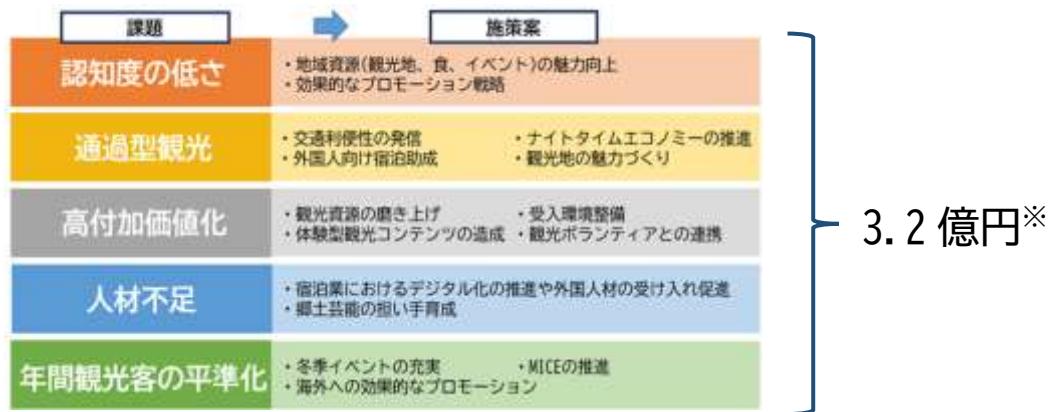


3. 宿泊者にとってのわかりやすさ

宿泊者にとっては、宿泊料金に左右されない一律定額制が最もわかりやすいと考えられる。

4. 「岡山市観光・MICE アクションプラン」における観光課題に対応するための想定事業規模

岡山市の現行の観光関連予算は、約 13.5 億円（令和 5 年度～7 年度平均）となっている。市の試算によれば、「岡山市観光・MICE アクションプラン」に基づき観光課題の解決に資する施策を推進するためには、さらに 3.2 億円程度の予算の上乗せが必要と想定されている。財源確保の観点も考慮し、税額について検討を行う必要がある。



※課題解決に向けた先行自治体の類似施策を参考に岡山市における予算規模を試算

岡山市による税収試算では、一律定額制を採用した場合、税額 100 円の設定では約 1.39 億円の税収、200 円では約 2.79 億円の税収が見込まれる。また、宿泊料金に応じた段階的定額制を導入した場合には、約 2.7 億円の税収となる。

税収試算^{※1}

◆一律定額制の場合

税額	100 円	200 円
税収額	約 1.39 億円	約 2.79 億円

◆段階的定額制^{※2}の場合

宿泊料金	10,000 円未満	100 円
	10,000 円以上 20,000 円未満	200 円
	20,000 円以上	500 円
	税収額	約 2.7 億円

※1 観光庁「宿泊旅行統計調査」による令和 6 年の岡山市延べ宿泊者数と宿泊事業者向けアンケートの調査結果から試算

※2 長崎市の制度をモデルに試算

検討過程における主な意見

- 宿泊価格の上昇と捉えられない金額設定が必要
- 宿泊事業者の理解を得られる制度設計が必要
- 100 円の徴税も 200 円の徴税も事務コストは変わらないので、金額が小さいほど事務コストの比率は高くなる。新たな制度の枠組みをわざわざ導入する以上、徴税コストの観点から 200 円が良い。また、他都市との横並びや観光客の負担等を考えた場合にも 200 円が適当と考える。

検討委員会としての考え方

1. 先行自治体での導入事例
2. 宿泊事業者へのアンケート結果
3. 宿泊者にとってのわかりやすさ
4. 想定事業規模の確保

の 4 つの観点を総合的に考慮した結果、税額を 200 円とすることが適当であると考える。

3 免税点・課税免除

<免税点>

租税三原則である「公平・中立・簡素」の観点に立てば、全ての宿泊者に広く負担を求め、免税点を設けないことが望ましいと考えられる。また、免税点の設定が宿泊事業者の負担増につながる可能性にも配慮する必要がある。その一方で、低廉な宿泊サービスを提供する事業者への配慮や宿泊者の負担感を考慮すれば、免税点の設定についても検討の余地が残る。

先行自治体においても、各地域の特性などを考慮した多様な制度設計がなされており、その考え方は自治体によって異なる。

したがって、本市においてもこれらの要素を考慮のうえ、検討を行った。

【参考資料⑦：先行自治体の免税点】

導入自治体	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市
免税点	－	－	－	5,000円	6,000円
導入自治体	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
免税点	－	－	－	－	－

岡山市による免税点の試算結果によれば、免税点を5,000円に設定した場合、約5,000万円の減収が見込まれる。

税額	200円	
免税点	なし	5,000円
税収額	約2.79億円	約2.31億円

検討過程における主な意見

- 無人化している施設への配慮は検討の余地があるのではないか。
- 宿泊事業者向けアンケートでは「すべての宿泊客から徴収した方がよい」が37%、「宿泊料金が一定未満の宿泊客からは徴収しない方がよい」が36%と拮抗した結果となった。
- 担税力という観点も踏まえ、免税、200円、500円などと段階的に上げる方法も一案だと考える。

検討委員会としての考え方

租税の三原則である「公平・中立・簡素」の観点からは、全ての宿泊者に広く負担を求め、免税点を設けないことが望ましい。また、免税点の設定が宿泊事業者の事務負担の増加につながる懸念に配慮する必要がある。

本検討委員会において、可能な限り簡素な制度設計を求める意見があったことを踏まえ、当初は、免税点を設けず一律定額で導入し、運用状況の検証を通じて必要な見直しを検討していくことが適当であると考えます。

<課税免除>

宿泊事業者の負担軽減という観点からは、課税免除を設けないことが望ましいと考えられる。一方で、修学旅行については、本市への誘致メリットを視野に入れた検討が必要である。

また、修学旅行以外の課税免除についても、施策の有効性と宿泊事業者の事務負担を考慮したうえで判断する必要がある。宿泊者および宿泊事業者の双方にとって簡素な仕組みを念頭に置きつつ、先行自治体の事例も考慮しながら検討を行った。

【参考資料⑧：先行自治体の課税免除】

導入自治体	課税免除
福岡市	—
北九州市	—
長崎市	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者
松江市	修学旅行等の参加者(引率者も含む)
仙台市	・修学旅行等参加者(引率者を含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者を含む)
札幌市	同上
函館市	同上
旭川市	同上
岐阜市	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
熊本市	—

検討過程における主な意見

- 税がないことで、岡山を起点に修学旅行の観光コースを組んでもらえる可能性があるが、補助制度等、宿泊税の用途として別の施策を講じて、簡素な仕組みにしては。

検討委員会としての考え方

受益の公平性および簡素な税制度を維持する観点から、課税免除は設けないことが適当であると考え。なお、修学旅行への配慮については、課税免除ではなく、確保した宿泊税の用途の一つとして、修学旅行を対象とした新たな支援制度を創設する手法が考えられる。

4 特別徴収義務者への補助

宿泊事業者を特別徴収義務者に指定する場合、徴収に係る事務的・経費的負担を強いることになる。そのため、既に導入済みの自治体では、申告と納入に係る事務負担を考慮し、特別徴収事務に要する経費の一部を補助する「特別徴収事務交付金」制度を設けている。また、課税開始に向けた既存レジシステムの改修等に対し、「システム整備費等助成」制度を設けている例も多い。特別徴収事務交付金制度については、基本交付率を2.5%としたうえで、課税開始から5年以内は0.5%を加算する特例を設けている自治体が一般的となっている。

検討過程における主な意見

- 宿泊事業者の理解を得られるような制度設計が必要
- 先行自治体で多い2.5%の交付率では、クレジットカード決済等の決済手数料を賄うこともできないため、2.5%以上の交付率にすべき。
- OTAからの予約は7割近くとなっており、10%以上の手数料がかかるため、2.5%の交付率では少ない。

検討委員会としての考え方

宿泊事業者の負担軽減および円滑な制度運用を担保するため、先行事例を参考に、以下の支援措置を講ずることが適当であるとする。

<特別徴収事務交付金制度>

- 納期内納入に対する交付金措置を設ける。
- なお、基本交付率については、決済手数料等の負担と先行自治体の事例をふまえ検討する。

<システム整備費等助成制度>

- 導入時に発生するシステム改修等に対し、助成制度を設ける。

【参考資料⑨：先行自治体の特別徴収義務者への補助】

自治体名	特別徴収事務交付金制度			自治体名	システム整備費等助成制度		
	名称	基準・交付率	上限額 (1宿泊施設につき)		名称	補助率	上限額 (1宿泊施設につき)
福岡市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円	福岡市	—	—	—
北九州市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円	北九州市	—	—	—
長崎市	宿泊税特別徴収事務報償金	2.5%	50万円	長崎市	長崎市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
松江市	特別徴収事務交付金	2.5%(特例あり)	—	松江市	松江市宿泊税レジシステム改修等補助金	1/2	50万円 ※ハード・ソフトウェア購入のみの場合は25万円
	(仮称)宿泊税制度普及促進補助金 (制度導入後3年)	同上	—				
仙台市	特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—	仙台市	仙台市宿泊税レジシステム改修補助金	10/10	150万円
札幌市	宿泊税特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—	札幌市	札幌市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
旭川市	—	—	—	旭川市	旭川市宿泊税システム整備費補助事業	1/2	50万円
函館市	宿泊税特別徴収義務者交付金	5%(特例あり)	—	函館市	函館市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
岐阜市	特別徴収義務者交付金	2.5%	—	岐阜市	—	—	—
熊本市	特別徴収事務交付金	4%(特例あり)	—	熊本市	熊本市宿泊税レジシステム等整備費補助金	50万円まで10/10 超える部分は1/2	100万円

5 導入後の見直し

総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」によれば、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当である」とされている。

総務省通知(平成15年11月11日 総税企第179号)

『法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について』

法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

これを受け、先行自治体の事例を参考に、課税期間および見直しのあり方について検討を行った。なお、全ての導入自治体において、社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案し、条例施行後3年から5年を目途に見直しを行うこととしている。(参考資料⑩)

【参考資料⑩：先行自治体の見直し期間】

課税(条例施行後)期間	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市
	3年 (その後は5年)	3年 (その後は5年)	3年	3年 (その後は5年)	3年 (その後は5年)
	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
	5年	5年	5年	3年	2年 (その後は5年)

検討過程における主な意見

- 最初の段階では、不安要素を抱えての立ち上げになる。アンケート結果でも宿泊事業者からの不安点が明確になった。最初は3年で見直しをして、うまく回るようになれば5年でも構わないと思う。

検討委員会としての考え方

制度導入後、早急の実態を把握し適切に対処するため、初回の見直し時期については施行後3年とする。その後は、社会情勢の変化等を考慮し、5年ごとに定期的な見直しを行うことが適当であるとする。

6 入湯税の見直し

福岡市を除く先行自治体においては、入湯税が「市民共有の地下資源を利用に対する相応の負担」という性格を持つことを踏まえ、宿泊税導入に伴う入湯税の改正は行っていない。入湯税と宿泊税は、その目的や用途、課税客体等の性質が明確に異なるという考え方に基づいている。

課税客体 (納税義務者)	鉱泉浴場における入湯行為(入湯客)				
税率 (岡山市の場合)	宿泊 入湯客一人1日につき 150円 日帰り 入湯客一人1日につき 70円				
徴収方法	特別徴収・・・鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者となって、入浴客から入湯税を徴収し、市に納付				
用途	環境衛生施設、鉱泉源保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興(観光施設整備を含む)に要する費用				
[参考] 岡山市の税収		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	入湯人員(人)	154,286	237,578	297,578	337,017
	入湯税収入額(千円)	11,234	19,824	27,144	30,341

検討委員会としての考え方

入湯税は「市民共有の地下資源を利用することに対する相応の負担」という性格を有しており、その課税を維持することは適切と考える。また、入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体等が明確に異なる。

以上の考え方にに基づき、宿泊税の導入に伴う入湯税の改正は行わないことが適当であると考えます。

第5章 総括

本検討委員会の役割は、岡山市の持続可能な観光振興を図るための、新たな財源の制度設計及び運用の在り方等について、専門的かつ多角的な観点から調査審議することである。

そのため、新たな財源の必要性、税を手段とする妥当性、用途、課税要件等について、多様な視点から検討を行ってきた。これまでの会議における議論の内容を踏まえ、本検討委員会において岡山市における新たな観光財源導入の在り方について提言する。

<詳細ページ>

- 1 新たな財源の必要性について P. 34
- 2 税を手段とする妥当性について P. 34
- 3 宿泊税の導入目的について P. 34
- 4 宿泊税の用途の基本的な考え方について P. 35
- 5 宿泊税の課税要件 について P. 35

1 新たな財源の必要性について

観光ニーズの多様化や急速なインバウンド需要の拡大が進む一方で、生産年齢人口の減少に伴う税収減という社会課題を鑑みると、将来的に観光地の受入体制不足や地域間競争の激化といった新たな課題が生じることが懸念される。

これらの課題解決には、宿泊業界の人材確保や受入環境の整備などに、より一層注力しなければならない。新たな財源を確保・活用することで、観光客の増加や満足度の向上、観光消費額の拡大、さらには経営の安定化といった効果をもたらし、旅行者、観光関係事業者、受け入れ地域の三者にとって「環境」「文化」「経済」の観点で、持続可能な観光を実現できると考えられる。

以上のことから、持続可能な観光の実現を図り、各種観光施策に積極的かつ継続的に取り組むための安定的な財源確保を目的に、新たな財源を導入することが適当と考える。

2 税を手段とする妥当性について

新たな財源の検討にあたっては、導入目的や事業規模、公平性、事務負担などを総合的に勘案し、最適な手段を選択する必要がある。地方自治体の自主財源としては、税以外に分担金・負担金、使用料、手数料及び寄附金等が挙げられるが、安定性・継続性、受益と負担、および財源規模の観点から比較検討を行った結果、地方税が最も適当な手段であると判断した。

さらに、観光振興という特定の目的を達成するための財源であることから、地方税の中でも、自治体が独自に創設可能で受益関係が明白な「法定外目的税」が最も適している。

また、観光施策の充実を目的として法定外目的税を検討する際、観光客の諸活動のうちいずれを課税対象とすべきか精査した。その結果、課税対象の把握の容易性や徴税コストの観点から、宿泊行為に対して課税を行う、「宿泊税」が比較優位にあるという結論に至った。

3 宿泊税の導入目的について

持続可能な観光を実現するため、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境整備の充実、その他の観光振興を図る施策に積極的、継続的に取り組むために導入することが適当と考える。

4 宿泊税の使途の基本的な考え方について

今後も増加が見込まれるインバウンド需要への対応や、地域負担の軽減、受入体制の整備といった諸課題に対応し、持続可能な観光を実現するためには、新たな観光財源を活用した施策の充実が不可欠である。このため、宿泊税の使途については、「岡山市観光・MICE アクションプラン」に基づき、岡山市が抱える観光課題の解決に資する施策に充当することを基本とすることが適当であるとする。なお、当該時点における観光課題や観光需要を的確に把握し、優先順位を勘案の上、予算を配分するものとする。

5 宿泊税の課税要件について

課税要件については、先行自治体の事例を踏まえつつ、宿泊事業者の事務負担などを総合的に勘案して、以下の要件とすることが適当である。

項目	要件
課税客体等	<p>【課税客体】：市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) <p>【課税標準】：上記施設への宿泊数とする。</p> <p>【納税義務者】：上記施設への宿泊者とする。</p>
徴収方法	<p>宿泊事業者が宿泊者から税を徴収し、自治体に納入する特別徴収方式とする。</p>
免税点・税率 (税額)	<p>【免税点】：設けない</p> <p>【税率区分】：一律定額制</p> <p>【税額】：200円が適当</p>
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・課税免除は設けない。
課税期間 (見直し期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の見直し時期は施行後3年とする。その後は、5年ごとに定期的な見直しを行う。
特別徴収義務者 への補助	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者の負担軽減および円滑な制度運用を担保するため、以下の支援措置を講ずる。 <p><特別徴収事務交付金制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 納期内納入に対する交付金措置を設ける。 ● なお、基本交付率については、決済手数料等の負担と先行自治体の事例をふまえ検討する。

	<p><システム整備費等助成制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 導入時に発生するシステム改修等に対し、助成制度を設ける。
入湯税	・ 宿泊税の導入に伴う入湯税の改正は行わない。

以上、岡山市における宿泊税の創設にあたっては、税の三原則である「公平・中立・簡素」の理念に基づき、納税者や宿泊事業者をはじめとする関係者に対し、丁寧な説明や必要な調整を図りながら、着実に制度構築を進めるよう求める。

最後に、アンケートにご協力いただいた宿泊事業者の方々をはじめ、本制度の検討に尽力いただいた関係各位に対し、深く感謝の意を表す。

令和 8 年〇月
岡山市宿泊税等検討委員会

＜参考＞岡山市宿泊税等検討委員会について

1 設置根拠

岡山市宿泊税等検討委員会設置条例

2 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
おがわ しょうこ 小川 祥子	(公社) おかやま観光コンベンション協会 専務理事	副委員長
くろさき よしこ 黒崎 良子	岡山商工会議所 理事	
たかがき つとむ 高垣 努	(一社) 日本旅行業協会中四国支部岡山県支部 支部長	
たかばたけ だいさく 高 畠 大作	岡山市旅館ホテル協同組合 理事長	
ながさわ けんいち 長澤 健一	(株) 日本政策投資銀行 岡山事務所 所長	
ふるまつ のりこ 古松 紀子	岡山大学 学術研究院社会文化科学学域(経済) 教授	
みよし ひろし 三好 宏	岡山商科大学 産学官連携センター長	委員長

3 本検討委員会の開催状況

開催回	開催日	議事
第1回	令和8年1月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市の観光について ・観光振興のための財源の検討 ・先行自治体の宿泊税制度内容 ・宿泊事業者アンケート調査内容
第2回	令和8年2月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな観光財源の検討について ・宿泊税の用途について ・先行自治体の宿泊税制度内容 ・アンケート結果について
第3回	令和8年3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者向け説明会の結果について ・宿泊税の制度検討
第4回	令和8年4月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について